

平成24年1月	77歳	92歳以上
平成23年11月	74歳	89歳
平成23年9月	71歳	86歳
平成23年7月	68歳	83歳
平成23年5月	65歳	80歳

「基本チェックリスト」は、普段の生活や健康状態等に関する質問票で、生活にかかわる機能の衰えを確認することができま

# 65歳以上の皆さん「基本チェックリスト」にご協力を

「基本チェックリスト」は、普段の生活や健康状態等に関する質問票で、生活にかかわる機能の衰えを確認することができま

いつまでも元気にイキイキとした暮らしを続けるためには、自分の状態を知り、必要な介護予防に取り組むことが大切です。

対象者および発送時期／市内在住の65歳以上のうち、上記の対象年齢に該当する人(既に要支援・要介護認定を受けている人は除く)。

方法／対象者に、基本チェックリストを郵送します。記入後、同封の提出用封筒(切手不要)で返信してください。

結果の通知／提出された人には、結果を返送します。また、各担当地域のおたっしゅ本舗から介護予防の取り組みや各種教室などを紹介します。

◎問い合わせ  
本庁 高齢福祉課 地域包括支援係  
☎40-7284 FAX 40-7393

◎問い合わせ  
本庁 福祉総務課 母子福祉係  
☎40-7252 FAX 25-5440

◎申し込み・問い合わせ  
大和支所 保健福祉課  
☎51-2423 FAX 62-6930  
✉ hokenfukushi.y@city.saga.lg.jp

◎問い合わせ  
本庁 福祉総務課 母子福祉係  
☎40-7252 FAX 25-5440

## 平成23年4月分から児童扶養手当額が0.4%引き下げられます。

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定により、平成23年4月分からのとおり手当額が引き下げられます。

	平成23年3月分まで (平成23年4月支給分まで)	平成23年4月分から (平成23年8月支給分から)
全部支給(月額)	41,720円	41,550円
一部支給(月額)	41,710円 ～9,850円	41,540円 ～9,810円

◎問い合わせ  
本庁 福祉総務課 母子福祉係  
☎40-7252 FAX 25-5440

## 市民の皆さんのご意見募集!

(佐賀市パブリックコメント制度)

パブリックコメント制度(市民意見聴取制度)とは、市が計画や条例等を策定する場合に、市民の皆さんからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮して最終案を作り上げていく一連の手続きです。

## 佐賀市景観計画(案)について

※住民説明会を開催します。

平成18年度に景観法に基づき策定した「佐賀市景観計画」について、見直しを進めています。この計画は、本市の景観形成に関する総合的な計画であり、良好な景観形成に関する方針や建築物・工作物の新築などの行為の制限に関する事項などを定め、美しい景観を創出し、魅力ある地域の形成を図ることを目的としています。

募集期間 4月11日(月)～5月10日(火)  
担当部署 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 建築指導課 都市景観係(本庁4階)  
問い合わせ ☎40-7172 FAX40-7392  
✉ kenchikushido@city.saga.lg.jp

景観計画(案)についての住民説明会を開催します。

●日時: 4月19日(火)19時～ ●場所: 川副公民館 大集会室  
●日時: 4月21日(木)19時～ ●場所: 大和支所 3階 第4会議室  
●日時: 4月23日(土)午前の部:10時～、午後の部:14時～  
●場所: 本庁6階 第2会議室

## みどり重点地区に係る緑化推進計画(案)について

募集期間 4月11日(月)～5月10日(火)  
担当部署 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 緑化推進課 緑化推進係(本庁6階)  
問い合わせ ☎40-7164 FAX26-7376  
✉ green@city.saga.lg.jp

市街地の良好な都市環境を創り出すために佐賀しみどりあふれるまちづくり条例に基づき、中心市街地活性化基本計画エリア及び城内都市景観形成地区を中心に約300haを「みどり重点地区」に指定し、優先的かつ重点的に緑化の推進を図ります。

募集期間 4月11日(月)～5月10日(火)  
担当部署 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 緑化推進課 緑化推進係(本庁6階)  
問い合わせ ☎40-7164 FAX26-7376  
✉ green@city.saga.lg.jp

## 佐賀市歴史的風致維持向上計画(案)について

募集期間 4月11日(月)～5月10日(火)  
担当部署 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 歴史まちづくり課(本庁3階)  
問い合わせ ☎40-7103 FAX26-6244  
✉ rekishi@city.saga.lg.jp

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく計画を策定し、市内に残る歴史資産を未来へ継承・活用したまちづくりを進めます。この計画に基づき事業を実施する「重点区域」は、佐賀城内及びその城下町(約400ha)とし、平成24年から平成33年までの10年間の事業計画としています。

募集期間 4月11日(月)～5月10日(火)  
担当部署 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 歴史まちづくり課(本庁3階)  
問い合わせ ☎40-7103 FAX26-6244  
✉ rekishi@city.saga.lg.jp

## 4月から児童扶養手当の支給対象が拡大されます

～障害基礎年金の子の加算制度の見直しにより～

◎問い合わせ  
『障害基礎年金』について  
〒849-8503 佐賀市八丁畷町1番32号 佐賀年金事務所  
☎31-4191 FAX 31-0949  
『児童扶養手当』について  
本庁 福祉総務課 母子福祉係  
☎40-7252 FAX 25-5440

配偶者が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にある場合に支給できる児童扶養手当は、対象児童が障害基礎年金の子の加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は児童扶養手当と障害基礎年金の子の加算のどちらか額の多い方を支給できるようにしました。

支給には手続きが必要です。受給には手続きが必要ですが、くわしくは問い合わせください。

※対象児童が複数いる場合はそれぞれに額の比較を行います。

※受給者本人が公的年金を受給している場合は対象となりません。

**応募方法**  
住所、氏名、電話番号を明記の上、郵送、ファクス、電子メール、直接持参にてお寄せください。ご意見を提出していただく様式は任意です。  
※直接持参の場合は、計画案の公表先でも提出可能です(閉庁日を除きます)。

**計画案の公表先**  
本庁4階建築指導課、本庁6階緑化推進課、本庁3階歴史まちづくり課、本庁1階情報公開コーナー、各支所産業振興課、市立公民館(旧佐賀市)、市ホームページ(<http://www.city.saga.lg.jp/>)の「市政への参加」→「パブリックコメント」